実務経験のある教員等による授業科目の一覧表
≪省令で定める基準単位数相当分≫

設置者名 静岡県

学校名 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

学科名	実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数
生産科学科	農学概論	2	7
	県内農林業事情	2	
	営農と農業関連法	2	
	総合実習	2	
	計	8	

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部　教育課程連携協議会規則

（目的）

第１条　静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、本学学則第 16 条に基づき、短期大学部生産科学科に教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（役割）

第２条　協議会は、専門職短期大学設置基準の定めるところにより、次に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

（１）産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

（２）産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者を構成員とし、組織する。

（１）学長が指名する教員その他の職員

（２）短期大学部生産科学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

（３）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

（４）臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者

（５）本学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

（構成員の委嘱）

第４条　協議会を構成する構成員は、学長が委嘱する。

（任期）

第５条　任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠による構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第６条　会長は学長が指名する。

（会議）

第７条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会の議事は、原則として出席構成員の全員の一致で決定するが、会長が必要と認める場合は、過半数をもって決定することができる。

３　会長は、必要と認めた場合、構成員以外の者を出席させることができる。

４　協議会は、原則として年２回開催する。

（守秘義務、個人情報保護）

第８条　構成員は、在任期間及び任期満了後においても、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は本学大学事務局が担当する。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、2020 年４月１日から施行する。

令和８年６月 22 日

客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

設置者　静岡県
学校名　静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

１　客観的な指標（ＧＰＡ値）の算出方法

学科毎に履修科目の成績評定をＧＰＡ値算出し、その値を基に学科内順位を算出する。
ＧＰＡ値：Ｓ＝４点、Ａ＝３点、Ｂ＝２、Ｃ＝１点とし、各科目に割り当てられた単位数を乗じて得た値の合計値を修得単位数で割った値。

２　令和７年度成績分布

(1)　生産科学科　第１学年（92 名）

ＧＰＡの分布状況（単位：人）

	3.0 以上	2.0 以上 3.0 未満	1.0 以上 2.0 未満	1.0 未満
１年	24	52	16	0

下位４分の１：ＧＰＡ2.10 以下（23 人）

(2)　生産科学科　第２学年（81 名）

ＧＰＡの分布状況（単位：人）

	3.0 以上	2.0 以上 3.0 未満	1.0 以上 2.0 未満	1.0 未満
２年	41	33	7	0

下位４分の１：ＧＰＡ2.33 以下（20 人）

令和８年６月 22 日

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

設置者　静岡県
学校名　静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

学科	コース	収容定員	修業年限
生産科学科	栽培	200 人	２か年
	林業		
	畜産		
合計		200 人	

１年次後半から「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」に分かれて、各分野の専門的な知識・技術に関する科目を履修します。